

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(周南市情報公開条例の一部改正)

第1条 周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 不服申立て等（第18条—第20条）」を「第3章 審査請求（第17条の2—第20条）」に改める。

第7条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第3章中第18条の前に次の1条を加える。

（審査請求）

第17条の2 実施機関がした開示決定等又は当該実施機関に対する開示請求に係る実施機関の不作為について不服がある者は、市長に対して審査請求をすることができる。

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第18条第1項各号列記以外の部分中「開示決定等」を「市長は、開示決定等」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、「、当該不服申立てに係る審査庁又は処分庁は、」を削り、「周南市情報

公開・個人情報保護審査会」の次に「（以下「審査会」という。）」を加え、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「とき（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）。」に改め、同号ただし書を削る。

第18条第2項中「前項」を「市長は、第1項及び前項」に改め、「審査庁又は処分庁（以下「諮問庁」という。）は」を「場合において」に、「周南市情報公開・個人情報保護審査会」を「審査会」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第19条中「諮問庁」を「市長」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「又は決定」を削る。

第23条第1項及び第2項中「出捐」を「出えん」に改める。

（周南市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 周南市個人情報保護条例（平成16年周南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 不服申立て（第42条—第44条）」を「第4節 審査請求（第41条の2—第44条）」に改める。

第17条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第3章第4節の節名を次のように改める。

第4節 審査請求

第3章第4節中第42条の前に次の1条を加える。

(審査請求)

第41条の2 実施機関がした開示決定等又は当該実施機関に対する開示請求に係る実施機関の不作為について不服がある者は、市長に対して審査請求をすることができる。

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第42条第1項各号列記以外の部分中「開示決定等」を「市長は、開示決定等」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、「、当該不服申立てに係る審査庁又は処分庁は」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「とき（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）。」に改め、同号ただし書を削る。

第42条第1項第3号及び第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「前項」を「市長は、第1項及び前項」に改め、「審査庁又は処分庁（以下「諮問庁」という。）は」を「場合において」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えなければならない。

第43条中「諮問庁」を「市長」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第44条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決

定を除く。)」を加える。

第45条第1項及び第2項中「出捐」を「出えん」に改める。

(周南市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 周南市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年周南市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「実施機関（周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号。

以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関及び周南市個人情報保護条例（平成16年周南市条例第13号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）」を「市長」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第4号中「第12条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項第5号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第1項中「実施機関」の次に「又は実施機関が指名する者（以下「実施機関等」という。）」を加え、同条第2項及び第3項中「実施機関」を「実施機関等」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「実施機関」を「実施機関等」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第8条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「申出」を「申立て」に改め、「口頭で」の次に「審査請求に係る事件に関する」を加え、同条第2項中「前項本文の場合においては」を「口頭意見陳述において」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（以下この条において「申立人」という。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等を招集してさせるものとする。

第8条に次の2項を加える。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に

関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に
関し、実施機関等に対して、質問を発することができる。

第9条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項を削る。

- 第10条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第1項を次のよ
うに改める。

審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料
の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、
磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記
録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項
及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載
した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に
送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められる
とき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 第10条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「又は複写」を削り、同項を同条
第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的
記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲
覧）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益
を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、
その閲覧を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせよう
とするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人
等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める
ときは、この限りでない。

第12条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（周南市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

- 第4条 周南市固定資産評価審査委員会条例（平成15年周南市条例第22号）の一部を
次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(周南市行政手続条例の一部改正)

第5条 周南市行政手続条例（平成15年周南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の周南市情報公開条例、周南市個人情報保護条例、周南市情報公開・個人情報保護審査会条例及び周南市行政手続条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の審査請求について適用し、施行日前にされた実施機関の処分又は申請に係る実施機関の不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の周南市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出については、なお従前の例による。

(参考)

周南市情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
目次	目次
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
<u>第3章 不服申立て等（第18条—第20条）</u>	<u>第3章 審査請求（第17条の2—第20条）</u>
第4章・第5章 (略)	第4章・第5章 (略)
附則	附則
(公文書の開示義務)	(公文書の開示義務)
第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。
(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

現行	改正案
<p>ア・イ　(略)</p> <p>ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）</p>	<p>ア・イ　(略)</p> <p>ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項</u>に規定する<u>行政執行法人</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）</p>
(2)～(6)　(略)	(2)～(6)　(略)
<p><u>第3章 不服申立て等</u></p>	<p><u>第3章 審査請求</u></p>

現行	改正案
<p>(審査会への諮問等)</p> <p>第18条 開示決定等又は開示請求に係る実施機関の不作為について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る審査庁又は処分庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、周南市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p>	<p><u>(審査請求)</u></p> <p><u>第17条の2 実施機関がした開示決定等又は当該実施機関に対する開示請求に係る実施機関の不作為について不服がある者は、市長に対して審査請求をすることができる。</u></p> <p><u>2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第18条 市長は、開示決定等又は開示請求に係る実施機関の不作為について審査請求があったときは次の各号のいずれかに該当する場合を除き、周南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）。</p>

現行	改正案
<p>2 前項の規定により諮問をした審査庁又は処分庁（以下「諮問庁」という。）は、当該諮問に対する周南市情報公開・個人情報保護審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第19条 諒問庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>（1）不服申立て人及び参加人</p> <p>（2）開示請求者（開示請求者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（3）当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）</p>	<p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項及び前項の規定により諮問をした場合において、当該諮問に対する審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第19条 市長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）</p> <p>（2）開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（3）当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p>

現行	改正案
<p>第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決<u>又は決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する裁決<u>又は決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決<u>又は決定</u>（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等（<u>審査請求</u>に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>
（出資団体等の情報公開）	（出資団体等の情報公開）
<p>第23条 市から出資、<u>出捐</u>又は補助金等の交付（以下「出資等」という。）を受けた団体（以下「出資団体等」という。）は、当該出資等の公共性にかんがみ、当該出資団体等の保有する情報の公開に努めなければならない。</p> <p>2 出資団体等で資本金又は基本財産（基金を含む。）の額に占める市から出資又は<u>出捐</u>を受けた額の割合が2分の1以上の団体は、この条例の趣旨に即して当該団体の保有する情報の公開に関する規程を定め、当該情報の一層の公開に努めなければならない。</p>	<p>第23条 市から出資、<u>出えん</u>又は補助金等の交付（以下「出資等」という。）を受けた団体（以下「出資団体等」という。）は、当該出資等の公共性にかんがみ、当該出資団体等の保有する情報の公開に努めなければならない。</p> <p>2 出資団体等で資本金又は基本財産（基金を含む。）の額に占める市から出資又は<u>出えん</u>を受けた額の割合が2分の1以上の団体は、この条例の趣旨に即して当該団体の保有する情報の公開に関する規程を定め、当該情報の一層の公開に努めなければならない。</p>
3 (略)	3 (略)

周南市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案
目次	目次
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
第3章 開示、訂正及び利用停止	第3章 開示、訂正及び利用停止
第1節～第3節 (略)	第1節～第3節 (略)
<u>第4節 不服申立て (第42条—第44条)</u>	<u>第4節 審査請求 (第41条の2—第44条)</u>
第4章・第5章 (略)	第4章・第5章 (略)
附則	附則
(保有個人情報の開示義務)	(保有個人情報の開示義務)
第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
(1) 開示請求者（第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この号及び第24条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することで特定の個人を識別する	(1) 開示請求者（第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この号及び第24条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することで特定の個人を識別する

現行	改正案
<p>ことができることとなるものを含む。) 又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>ことができることとなるものを含む。) 又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>
<p>ア・イ (略)</p>	<p>ア・イ (略)</p>
<p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）</p>	<p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項</u>に規定する<u>行政執行法人</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）</p>
<p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(2)～(6) (略)</p>
<p><u>第4節 不服申立て</u></p>	<p><u>第4節 審査請求</u> <u>(審査請求)</u></p>

現行	改正案
<p>(審査会への諮問等)</p> <p>第42条 <u>開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等若しくは開示請求に係る実施機関の不作為について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る審査庁又は処分庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p>	<p><u>第41条の2 実施機関がした開示決定等又は当該実施機関に対する開示請求に係る実施機関の不作為について不服がある者は、市長に対して審査請求をすることができる。</u></p> <p><u>2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第42条 <u>市長は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等若しくは開示請求に係る実施機関の不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）。</u></p>

現行	改正案
<p>(3) <u>不服申立て</u>に係る訂正決定等（訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該<u>不服申立て</u>に係る保有個人情報の全部を訂正することとするとき。</p> <p>(4) <u>不服申立て</u>に係る利用停止決定等（利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該<u>不服申立て</u>に係る保有個人情報の全部を利用停止することとするとき。</p>	<p>(3) <u>審査請求</u>に係る訂正決定等（訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該<u>審査請求</u>に係る保有個人情報の全部を訂正することとするとき。</p> <p>(4) <u>審査請求</u>に係る利用停止決定等（利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該<u>審査請求</u>に係る保有個人情報の全部を利用停止することとするとき。</p>
<p>2 前項の規定により諮問をした審査庁又は処分庁（以下「諮問庁」という。）は、当該諮問に対する審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該<u>不服申立て</u>に対する裁決又は決定をしなければならない。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第43条 諒問庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立人及び参加人</p>	<p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項及び前項の規定により諮問をした場合において、当該諮問に対する審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該<u>審査請求</u>に対する裁決をしなければならない。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第43条 市長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）</p>

現行	改正案
<p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>不服申立て人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立て人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続）</p> <p>第44条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決<u>又は決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する裁決<u>又は決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決<u>又は決定</u>（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>（出資団体が保有する個人情報の保護）</p> <p>第45条 市から出資、<u>出捐</u>又は補助金の交付（以下「出資等」という。）を受けた団体（以下「出資団体等」という。）は、当該出資等の公共性にかんがみ、その保有する個人情報</p>	<p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続）</p> <p>第44条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等（<u>審査請求</u>に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>（出資団体が保有する個人情報の保護）</p> <p>第45条 市から出資、<u>出えん</u>又は補助金の交付（以下「出資等」という。）を受けた団体（以下「出資団体等」という。）は、当該出資等の公共性にかんがみ、その保有する個人情報</p>

現行	改正案
の保護に必要な措置を講じなければならない。	人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。
2 出資団体等で資本金又は基本財産（基金を含む。）の額に占める市から出資又は <u>出捐</u> を受けた額の割合が2分の1以上の団体は、この条例の趣旨に即して当該団体の保有する個人情報の保護に関する規程を定め、当該個人情報の一層の保護に努めなければならない。	2 出資団体等で資本金又は基本財産（基金を含む。）の額に占める市から出資又は <u>出えん</u> を受けた額の割合が2分の1以上の団体は、この条例の趣旨に即して当該団体の保有する個人情報の保護に関する規程を定め、当該個人情報の一層の保護に努めなければならない。
3 (略)	3 (略)

周南市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条の改正）

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第2条 実施機関（周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関及び周南市個人情報保護条例（平成16年周南市条例第13号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、周南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 情報公開条例第18条第1項の規定による<u>不服申立て</u>に関する事項</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 個人情報保護条例第12条第3項の規定によるオンライン結合に関する事項</p> <p>(5) 個人情報保護条例第42条第1項の規定による<u>不服申立て</u>に関する事項</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 市長からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、周南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 情報公開条例第18条第1項の規定による<u>審査請求</u>に関する事項</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 個人情報保護条例第12条第3項<u>及び第4項</u>の規定によるオンライン結合に関する事項</p> <p>(5) 個人情報保護条例第42条第1項の規定による<u>審査請求</u>に関する事項</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>

現行	改正案
(審査会の調査権限)	(審査会の調査権限)
<p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。</p>	<p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関又は<u>実施機関が指名する者</u>（以下「実施機関等」という。）に対し、公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。</p>
<p>2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p>	<p>2 実施機関等は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p>
<p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>実施機関</u>に対し、公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p>	<p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>実施機関等</u>に対し、公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p>
<p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、参加人又は実施機関（以下「<u>不服申立人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。</p>	<p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、参加人（<u>行政不服審査法</u>（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）又は<u>実施機関等</u>（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。</p>
(意見の陳述)	(意見の陳述)

現行	改正案
<p>第8条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から<u>申出</u>があったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>第8条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から<u>申立て</u>があったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で<u>審査請求に係る事件に関する意見</u>を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>
<p>2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。</p>	<p>2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「<u>口頭意見陳述</u>」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等を招集してさせるものとする。</p>
	<p>3 <u>口頭意見陳述</u>において、<u>審査請求人</u>又は参加人（以下この条において「<u>申立人</u>」という。）は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。</p>
	<p>4 <u>口頭意見陳述</u>において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に關係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</p>
	<p>5 <u>口頭意見陳述</u>に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関等に対して、質問を発することができる。</p>
<p>（意見書等の提出）</p> <p>第9条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提</p>	<p>（意見書等の提出）</p> <p>第9条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提</p>

現行	改正案
<p>出しなければならない。</p> <p><u>2 審査会は、不服申立人等から意見書又は資料が提出されたときは、その内容を不服申立人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に通知するものとする。</u></p>	<p>出しなければならない。</p>
<p><u>(提出意見書等の閲覧等)</u></p> <p>第10条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。</p>	<p><u>(提出資料の写しの送付等)</u></p> <p>第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p>
	<p><u>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があ</u></p>

現行	改正案
<p>2 審査会は、<u>前項</u>に規定する<u>閲覧又は複写</u>について、これを実施する日時及び場所を指定することができる。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第12条 審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p><u>るときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u></p> <p>3 審査会は、<u>第1項</u>の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 審査会は、<u>前2項</u>に規定する閲覧について、これを実施する日時及び場所を指定することができる。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第12条 審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>

周南市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表（第4条の改正）

現行	改正案
(審査の申出)	(審査の申出)
第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副本2通を委員会に提出してしなければならない。	第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副本2通を委員会に提出してしなければならない。
2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。	2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所	(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 <u>又は居所</u>
(2) (略)	(2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u>
(3) (略)	(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項</u> に規定する書面を添付しなければならない。	3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所 <u>又は居所</u> を記載し、 <u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u> に規定する書面を添付しなければならない。
4・5 (略)	4・5 (略)

現行	改正案
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p>	<p><u>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(書面審理)</p>
<p><u>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p>	<p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p>
<p><u>3 (略)</u></p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p>
<p><u>3 (決定書の作成)</u></p>	<p><u>3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</u></p>
<p><u>4 (略)</u></p>	<p><u>5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。</u></p> <p>(決定書の作成)</p>

現行	改正案
<p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した</u>決定書を作成しなければならない。</p> <p>(1) <u>主文</u> (2) <u>事案の概要</u> (3) <u>審査申出人及び市長の主張の要旨</u> (4) <u>理由</u></p> <p><u>2</u> (略)</p>

周南市行政手続条例新旧対照表（第5条の改正）

現行	改正案
(適用除外)	(適用除外)
第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。	第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
(10) 審査請求、 <u>異議申立て</u> その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、 <u>決定</u> その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令若しくは条例等に基づいてされる処分及び行政指導	(10) 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令若しくは条例等に基づいてされる処分及び行政指導
2 (略)	2 (略)